

平成 31 年 3 月 11 日

【照会先】

労働基準局 労災管理課

課 長 田中 仁志

課長補佐 尾崎 美弥子

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5591)

(直通電話) 03 (3502) 6292

報道関係者 各位

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」の諮問と答申

～オルトートルイジンによる膀胱^{ぼうこう}がんを業務上疾病として明確化します～

厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会（会長 樋口 美雄 独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長）は、本日、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号。以下、「労基則」）に定める業務上の疾病にオルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がんを追加する厚生労働省の方針を「妥当」とし、厚生労働大臣に答申しました。（別添 1）

厚生労働省は、業務を原因として労働者が疾病にかかった場合に労災補償を受けられる範囲を、労基則別表第 1 の 2（以下、「別表」）に具体的に掲げています。これまで、労働環境の変化に伴い新たな要因による疾病が生じうることを考慮し、定期的に「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会」（以下、「専門検討会」）で業務上疾病の範囲の医学的検討を行い、別表に業務上疾病を追加してきました。

このたび、専門検討会が平成 30 年 11 月 30 日に「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会報告書」（参考 1）を取りまとめたことを受け、厚生労働省は上記の疾病を別表に追加する省令改正案要綱を、同年 12 月 7 日に同審議会に諮問していました。（参考 2）

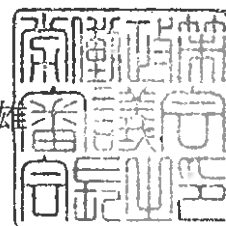
厚生労働省は、この答申を踏まえ、速やかに改正省令を施行する予定です。

- 別添 1 答申文
- 別添 2 「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案」の概要
- 参考 1 「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会報告書」の概要
- 参考 2 諮問文

労 審 発 1 0 6 1 号
平成31年 3 月 11 日

厚生労働大臣
根本 匠 殿

労働政策審議会
会長 樋口 美雄



平成30年12月 7 日付け厚生労働省発基1207第 3 号をもって諮問のあ
った「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、
本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成31年 3月11日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」につ
いて

平成30年12月7日付け厚生労働省発基1207第3号をもって労働政策
審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報
告する。

記

別紙「記」のとおり

(別紙)

平成31年 3 月11日

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志 殿

労災保険部会

部会長 荒木 尚志

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」につ
いて

平成30年12月 7 日付け厚生労働省発基1207第 3 号をもって労働政策
審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記
のとおり結論を得たので報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。

労働基準法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

I 改正の趣旨

- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 75 条第 1 項においては、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合には、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならないこととされており、同条第 2 項においては、業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定めることとされているところ、このうち、業務上の疾病の範囲については、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号。以下「労基則」という。）別表第 1 の 2 において具体的に定められている。
- 業務上の疾病の範囲については、新たな医学的知見の公表等の状況、労働災害の発生状況等を踏まえ、平成 30 年 10 月から、「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会」において検討を行い、11 月 30 日に「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会報告書」がとりまとめられたことから、当該報告書を踏まえ、労基則別表第 1 の 2 について所要の改正を行う。

II 改正の内容

労基則別表第 1 の 2 の疾病に「オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱^{ぼうこう}がん」を追加する。

III 根拠条文

労働基準法第 75 条第 2 項

IV 公布日

平成 31 年 4 月上旬（予定）

V 施行期日

公布日

検討会の開催経緯・目的

- 「労働基準法施行規則第35条専門検討会」は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2に掲げる業務上疾病の範囲について、昭和53年以降、定期的に医学的な検討を行っているもの。（今回は平成25年度に開催。）
- 前回の検討会以降の新たな医学的知見の状況を踏まえ、別表第1の2に新たに追加すべき疾病があるか否かを検討。

検討疾病

- 労災請求のあった個別事案の業務上外を検討した医学専門家等による検討会において、業務と疾病との因果関係についての考え方が示された疾病

※ 「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」で検討した疾病

- 労働基準法施行規則別表第1の2各号に規定する包括救済規定に該当した疾病

※ 平成24年度から平成28年度において、別表第1の2各号に規定する包括救済規定に該当するとして認定された疾病

- 行政当局において情報収集を行った化学物質による疾病

※ 前回の検討会報告の求めにより、行政当局において情報収集を行った「労働基準法施行規則別表第1の2第4号1の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める告示」に規定されている168の化学物質に係る新たな症状又は障害

検討結果

「オルトートルイジンによる膀胱がん」を別表に追加することが適当

【報告書3頁 参照】

現時点において別表に追加する必要がある疾病はないが、理美容師のシャンプー液等の使用による接触性皮膚炎に関しては「化学物質による疾病に関する分科会」を設置して検討を行うことが妥当

【報告書4頁 参照】

行政当局で収集を行った疾病に加え、大臣告示に規定されていない化学物質による疾病についても「化学物質による疾病に関する分科会」において検討を行うことが妥当

【報告書4～5頁 参照】



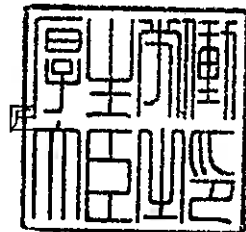
厚生労働省発基1207第3号

平成30年12月7日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 業務上の疾病の追加

労働基準法施行規則別表第一の二に掲げる業務上の疾病に、オルトートロイジンにさらされる業務による膀胱がんを追加するものとする。

第二 施行期日

この省令は、公布日から施行するものとする。